

肉用子牛生産者補給金制度の仕組み

1 生産者補給金交付の仕組み

平均売買価格	補てん率	財源
平均売買価格が保証基準価格を下回った場合	100%	機構（国）
平均売買価格が合理化目標価格を下回った場合	90%	生産者積立金

平均売買価格：	肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であって農林水産大臣の指定するもの（平成26年5月19日農林水産省告示第663号の時点で94市場）における指定肉用子牛の売買価格を四半期ごとの平均額（全市場平均）として算出した金額です。
---------	--

保証基準価格：	肉用子牛の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、肉用子牛の再生産を確保することを旨として、毎会計年度、当該年度の開始前に農林水産大臣が定める金額です。
---------	---

合理化目標価格：	牛肉の国際価格の動向、肉用牛の肥育に要する合理的な費用の額等からみて、肉用牛生産の健全な発達を図るため肉用子牛生産の合理化によりその実現を図ることが必要な肉用子牛の生産費を基準として、5年ごと（ただし、1年以上5年を超えない範囲内で、農林水産大臣は、その期間を別に定めることができます。）に農林水産大臣が定める金額です。
----------	--

補てん率：	交付金/平均売買価格との差
-------	---------------

2 1頭当たりの生産者積立金及び負担金の額（円）

適用時期	区分	黒毛和種	その他の肉専用種	乳用種	交雑種
平成27年7月～	生産者積立金	1,200	12,400	6,400	2,400
	うち生産者負担金	300	3,100	1,600	600

3 基準価格（円）

	黒毛和種	その他の肉専用種	乳用種	交雑種
保証基準価格	332,000	217,000	130,000	199,000
合理化目標価格	277,000	147,000	88,000	144,000